福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

（昭和４７年４月１日
福岡県公安委員会規則第７号）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
目次 第１章～第２章　総則（第１条―第３条） 第２章　交通規制（第３条の２―第７条） 第３章～第６条　（略） 第６章の２　車両の使用の制限（第２０条の２―第２０条の４） 第７章～附則　（略）	目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　交通規制（第３条の２―第７条の２） 第２章の２　遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出（第７条の３） 第３章～第６章　（略） 第６章の２　車両の使用の制限（第２０条の２―第２０条の４） 第６章の３　特定自動運行の許可等（第２０条の５） 第７章～附則　（略）
第１条　（略） （原動機を用いる小児用の車の確認） 第１条の２　規則第１条第２項第１号に規定する特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。以下「小児用の車」という。）の確認（以下この条及び次条において「確認」という。）を受けようとする者は、確認申請書（小児用の車）（様式第１号）により当該小児用の車の通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に申請しなければならない。 ２　警察署長は、前項の確認申請書（小児用の車）を受理し、確認を行ったときは、確認証（小児用の車）（様式第１号の２）を交付するものとする。	第１条　（略） （原動機を用いる乳母車の確認） 第１条の２　規則第１条第２項第１号に規定する特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる乳母車（通行させる者が乗車することができないものに限る。以下「乳母車」という。）の確認（以下この条及び次条において「確認」という。）を受けようとする者は、確認申請書（乳母車）（様式第１号）により当該乳母車の通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に申請しなければならない。 ２　警察署長は、前項の確認申請書（乳母車）を受理し、確認を行ったときは、確認証（乳母車）（様式第１号の２）を交付するものとする。

３　前項の確認を受けた小児用の車の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該小児用の車を道路において通行するときは、当該小児用の車に係る確認証を携帯しなければならない。	３　前項の確認を受けた乳母車の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該乳母車を道路において通行するときは、当該乳母車に係る確認証を携帯しなければならない。
（確認証（小児用の車）の記載事項の変更届出等）	（確認証（乳母車）の記載事項の変更届出等）
第１条の３　確認を受けた利用者は、当該確認証（小児用の車）の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。	第１条の３　確認を受けた利用者は、当該確認証（乳母車）の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。
２　確認を受けた利用者は、確認証（小児用の車）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。	２　確認を受けた利用者は、確認証（乳母車）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。
３　確認を受けた利用者は、当該小児用の車を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証（小児用の車）を回復したときは、当該確認証（小児用の車）を速やかに返納しなければならない。	３　確認を受けた利用者は、当該乳母車を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証（乳母車）を回復したときは、当該確認証（乳母車）を速やかに返納しなければならない。
４　前３項の規定による書換え、再交付又は返納は、当該確認証（小児用の車）を交付した警察署長に行わなければならない。	４　前３項の規定による書換え、再交付又は返納は、当該確認証（乳母車）を交付した警察署長に行わなければならない。
（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の確認）	（原動機を用いる身体障害者用の車の確認）
第１条の４　規則第１条の４第２項に規定する車体の大きさの基準に適合しない車椅子（以下「車椅子」という。）の確認（以下この条及び次条において「車椅子の確認」という。）を受けようとするときは、市町村長にあっては通知書（様式第２号）、その他の者にあっては確認申請書（車椅子）（様式第３号）により当該車椅子の利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。	第１条の４　規則第１条の５第２項に規定する車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車（以下「身体障害者用の車」という。）の確認（以下この条及び次条において「身体障害者用の車の確認」という。）を受けようとするときは、市町村長にあっては通知書（様式第２号）、その他の者にあっては確認申請書（身体障害者用の車）（様式第３号）により当該身体障害者用の車の利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。
２　警察署長は、前項の通知書又は確認申請書	２　警察署長は、前項の通知書又は確認申請書

（車椅子）を受理し、車椅子の確認を行ったときは、確認証（車椅子）（様式第３号の２）を送付し、又は交付するものとする。	（身体障害者用の車）を受理し、身体障害者用の車の確認を行ったときは、確認証（身体障害者用の車）（様式第３号の２）を送付し、又は交付するものとする。
３　前項の車椅子の確認を受けたその利用者は、当該車椅子を道路において利用するときは、当該車椅子に係る確認証を携帯しなければならない。	３　前項の身体障害者用の車の確認を受けたその利用者は、当該身体障害者用の車を道路において利用するときは、当該身体障害者用の車に係る確認証を携帯しなければならない。
（確認証（車椅子）の記載事項の変更届出等）	（確認証（身体障害者用の車）の記載事項の変更届出等）
第１条の５　第１条の３の規定は、確認証（車椅子）の書換え、再交付及び返納について準用する。この場合において、第１条の３の見出し及び同条中「確認証（小児用の車）」とあるのは「確認証（車椅子）」と、同条第１項から第３項までの規定中「確認を受けた利用者」とあるのは「前条第２項の車椅子の確認を受けた利用者」と、同条第３項中「当該小児用の車」とあるのは「当該車椅子」と読み替えるものとする。	第１条の５　第１条の３の規定は、確認証（身体障害者用の車）の書換え、再交付及び返納について準用する。この場合において、第１条の３の見出し及び同条中「確認証（乳母車）」とあるのは「確認証（身体障害者用の車）」と、同条第１項から第３項までの規定中「確認を受けた利用者」とあるのは「前条第２項の身体障害者用の車の確認を受けた利用者」と、同条第３項中「当該乳母車」とあるのは「当該身体障害者用の車」と読み替えるものとする。
第２条～第７条の２　（略）	第２条～第７条の２　（略）
【追加】	第２章の２　遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出
【追加】	（遠隔操作による通行の届出） 第７条の３　法第１５条の３の規定による遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この条において同じ。）の遠隔操作による通行の届出は、遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長（通行させようとする場所が福岡県公安委員会の管理に属する２以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）を経由して行わなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。
第８条～第２０条の４　（略）	第８条～第２０条の４　（略）

【追加】

【追加】

第２１条～別表第３　（略）

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第１号	確認申請書(小児用の車)	第１条の２
第１号の２	確認証（小児用の車）	第１条の２
第３号	確認申請書（車椅子）	第１条の４
第３号の２	確認証（車椅子）	第１条の４
第７８号	運転免許取得者等検査変更届出書	第３３条の１８

第６章の３　特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可等）

第２０条の５　特定自動運行の許可等に係る次に掲げる手続は、福岡県警察本部交通部交通企画課長を経由して行うものとする。

⑴　法第７５条の１２第２項及び第７５条の１６第１項に規定する許可申請

⑵　法第７５条の１６第３項及び第４項に規定する届出

⑶　規則第９条の１９第２項に規定する許可証の再交付申請

⑷　規則第９条の３８第１項及び第３項に規定する許可用の返納

第２１条～別表第３　（略）

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第１号	確認申請書（乳母車）	第１条の２
第１号の２	確認証（乳母車）	第１条の２
第３号	確認申請書（身体障害者用の車）	第１条の４
第３号の２	確認証（身体障害者用の車）	第１条の４
第７８号	運転免許取得者等検査変更届出書	第３３条の１８

様式第１号（第１条の２関係）

確認申請書（小児用の車）

年　　月　　日

警察署長　殿

住所
申請者
氏名

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条第２項第１号の規定に基づき、同号の確認を申請します。

確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車の利用者	住所 氏名　　電話番号	
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車	小児用の車の名称	
	型式	
	製品番号	
	大きさ 長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル	
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容		

備考　申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

（Ａ４）

様式第１号の２（第１条の２関係）

（表）

7.5センチメートル

11.5センチメートル

第　　号

交付　　年　　月　　日

確認証（小児用の車）

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条第２項第１号の規定に基づき、下記の利用者が下記の特定の通行方法により下記の小児用の車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。

警察署長　印

記

１　利用者
　住所
　氏名　　電話番号
２　小児用の車の概要
　(1)　小児用の車の名称
　(2)　型式
　(3)　製品番号
　(4)　小児用の車の大きさ
　　長さ　　センチメートル
　　幅　　センチメートル
　　高さ　　センチメートル
３　特定の通行方法の内容
　裏面に記載

注意事項

１　確認を受けた小児用の車を道路で通行させるときは、必ずこの確認証を携帯してください。

２　確認を受けた小児用の車を利用することをやめたときは、速やかにこの確認証を返納してください。

備考　利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

（裏）

（略）

様式第１号（第１条の２関係）

確認申請書（乳母車）

年　　月　　日

警察署長　殿

住所
申請者
氏名

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条第２項第１号の規定に基づき、同号の確認を申請します。

確認を受けようとする原動機を用いる乳母車の利用者	住所 氏名　　電話番号	
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車	乳母車の名称	
	型式	
	製品番号	
	大きさ 長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル	
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容		

備考　申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

（Ａ４）

様式第１号の２（第１条の２関係）

（表）

7.5センチメートル

11.5センチメートル

第　　号

交付　　年　　月　　日

確認証（乳母車）

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条第２項第１号の規定に基づき、下記の利用者が下記の特定の通行方法により下記の乳母車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。

警察署長　印

記

１　利用者
　住所
　氏名　　電話番号
２　乳母車の概要
　(1)　乳母車の名称
　(2)　型式
　(3)　製品番号
　(4)　乳母車の大きさ
　　長さ　　センチメートル
　　幅　　センチメートル
　　高さ　　センチメートル
３　特定の通行方法の内容
　裏面に記載

注意事項

１　確認を受けた乳母車を道路で通行させるときは、必ずこの確認証を携帯してください。

２　確認を受けた乳母車を利用することをやめたときは、速やかにこの確認証を返納してください。

備考　利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

（裏）

（略）

様式第２号（第１条の４関係）

通　　知　　書

年　　月　　日

警察署長　殿

通知者　　印

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の４第１項第１号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車椅子の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

１　受給者　住所

氏名　　年齢　　歳

電話番号

２　支給に係る電動車椅子の概要

⑴　車椅子の名称

⑵　型式

⑶　製品番号

⑷　車椅子の大きさ

長さ　　センチメートル

幅　　センチメートル

高さ　　センチメートル

備考　当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

（Ａ４）

様式第２号（第１条の４関係）

通　　知　　書

年　　月　　日

警察署長　殿

通知者　　印

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の５第１項第１号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

１　受給者　住所

氏名　　年齢　　歳

電話番号

２　支給に係る身体障害者用の車の概要

⑴　身体障害者用の車の名称

⑵　型式

⑶　製品番号

⑷　身体障害者用の車の大きさ

長さ　　センチメートル

幅　　センチメートル

高さ　　センチメートル

備考　１　身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２８号）に規定する電動車椅子をいう。

２　当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

（Ａ４）

様式第３号（第１条の４関係）

確　認　申　請　書　（　車　椅　子　）

年　　月　　日

警察署長　殿

住所
申請者
氏名

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の４第２項の規定に基づき、同項の確認を申請します。

確認を受けようとする原動機を用いる車椅子の利用者	住所 氏名　　年齢　　歳 電話番号	
利用者以外の者が申請する場合	（利用者との続柄）	
理　　由		
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子	車椅子の名称	
	型式	
	製品番号	
	大きさ 長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル	
	その他特定事項	

（Ａ４）

様式第３号の２（第１条の４関係）

7.5センチメートル

11.5センチメートル

第　　号

交付　　年　　月　　日

確　認　証　（　車　椅　子　）

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の４第２項の規定に基づき、下記の利用者が下記の車椅子を利用することがやむを得ないことを確認する。

警察署長　印

記

１　利用者
住所

氏名　　年齢　　歳
電話番号

２　車椅子の概要
(1)　車椅子の名称
(2)　型式
(3)　製品番号
(4)　車椅子の大きさ
長さ　　センチメートル
幅　　センチメートル
高さ　　センチメートル
(5)　その他特定事項

注意事項
１　確認を受けた車椅子を道路で利用するときは、必ずこの確認証(車椅子)を携帯してください。
２　確認を受けた車椅子の利用をやめたときは、速やかにこの確認証(車椅子)を返納してください。

様式第４号～様式第２３号　（略）

様式第２４号（第９条の３関係）

（表）

（略）

様式第３号（第１条の４関係）

確　認　申　請　書　（　身　体　障　害　者　用　の　車　）

年　　月　　日

警察署長　殿

住所
申請者
氏名

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の５第２項の規定に基づき、同項の確認を申請します。

確認を受けようとする原動機を用いる身体障害者用の車の利用者	住所 氏名　　年齢　　歳 電話番号	
利用者以外の者が申請する場合	（利用者との続柄）	
理　　由		
確認を受けようとする原動機を用いる身体障害者用の車	身体障害者用の車の名称	
	型式	
	製品番号	
	大きさ 長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル	
	その他特定事項	

（Ａ４）

様式第３号の２（第１条の４関係）

7.5センチメートル

11.5センチメートル

第　　号

交付　　年　　月　　日

確認証（身体障害者用の車）

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の５第２項の規定に基づき、下記の利用者が下記の身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。

警察署長　印

記

１　利用者
住所

氏名　　年齢　　歳
電話番号

２　身体障害者用の車の概要
(1)　身体障害者用の車の名称
(2)　型式
(3)　製品番号
(4)　身体障害者用の車の大きさ
長さ　　センチメートル
幅　　センチメートル
高さ　　センチメートル
(5)　その他特定事項

注意事項
１　確認を受けた身体障害者用の車を道路で利用するときは、必ずこの確認証を携帯してください。
２　確認を受けた身体障害者用の車の利用をやめたときは、速やかにこの確認証を返納してください。

様式第４号～様式第２３号　（略）

様式第２４号（第９条の３関係）

（表）

（略）

（裏）

注　　意　　事　　項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の１３第１項第２号に掲げる次のいずれかに該当するときには、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

・　１８歳未満の者

・　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・　禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第１１９条の２の２第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

・　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号）第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

・　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

・　精神機能の障がいにより確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

・　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

様式第２５号～様式第７８号　（略）

（裏）

注　　意　　事　　項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の１３第１項第２号に掲げる次のいずれかに該当するときには、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

・　１８歳未満の者

・　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・　禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第１１９条の２の４第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

・　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号）第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

・　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

・　精神機能の障がいにより確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

・　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

様式第２５号～様式第７８号　（略）